

Ⅱ 内国法人に対して支払う報酬・料金等

(所法174、175、212③、213②、所令298、299、復興財確法28、31)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税 額 の 計 算 方 法
馬主に支払う競馬の賞金	$\{ \text{支払金額} - (\text{支払金額} \times 20\% + 60\text{万円}) \} \times 10.21\%$

第5 配当所得の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う配当所得の源泉徴収事務は、剰余金の配当、剰余金の分配など（法人税法に規定する適格現物分配に係るものを除きます。以下「配当等」といいます。）や配当等とみなされるいわゆるみなし配当の支払者が、その支払の際に次に掲げる区分の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です（所法24、25、174、181、212、措法9の3、9の3の2、9の4の2、37の11の6、平20改正法附則33、復興財確法28、31）。

（注）みなし配当とは、①非適格合併、②非適格分割型分割、③資本の払戻し、④残余財産の分配、⑤自己株式の取得等（自己株式の取得、出資の消却等、組織変更）により受けた金銭その他の資産の交付が、配当とみなされるものをいいます。

なお、株式又は出資に係る配当等については、その支払の確定した日（株主総会の決議で定められた剰余金の配当等についての効力を生ずる日など）から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、源泉徴収を行うことになっています（所法181②）。

1 上場株式等の配当等の場合

源泉徴収税率は、7.147%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税3%）です。

なお、平成26年1月1日以後は15.315%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税5%）の税率が適用されます。

（注）1 発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、この制度の対象となりません（下記「2 上場株式等以外の配当等の場合」に該当することになります）。
2 「上場株式等の配当等」には、証券取引所（金融商品取引所）に上場されている株式や店頭売買登録銘柄として登録されている株式についての配当のほか、特定株式投資信託や公募株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等が含まれます。なお、このほか、投資信託の収益の分配等についても源泉徴収が必要です。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています）。

2 上場株式等以外の配当等の場合

源泉徴収税率は、20.42%（住民税なし）です。

第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務

非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務は、非居住者又は外国法人に対して国内において生じた所得（国内源泉所得といいます。）を支払う際に、一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務です。

なお、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類と税率等は次のとおりです（所法24、161、212、213、措法8の2、9の3、9の3の2、9の6、37の11の4、37の11の6、41の9、41の12、42、平成20改正法附則33、45、復興財確法28、31）。

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類	源泉徴収の税率
① 国内において行う組合契約事業から生ずる利益の配分（注１）（所法161一の二） ※ 国内に恒久的施設を有する非居住者及び国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける場合に限る。	20.42%
② 国内にある土地、土地の上に存する権利、建物及びその附属設備又は構築物の譲渡による対価（所法161一の三） ※ 譲渡対価の金額が1億円以下で、かつ、その土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人が支払うものを除く。	10.21%
③ 国内において次のような人の人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う非居住者又は外国法人に支払うその人的役務の提供の対価（所法161二） イ 映画や演劇の俳優、音楽家などの芸能人、職業運動家 ロ 弁護士、公認会計士、建築士などの自由職業者 ハ 科学技術、経営管理などの分野に関する専門的知識や特別の技能のある人	20.42%
④ 国内にある不動産や不動産の上に存する権利、採石権の貸付け、租鉱権の設定、船舶や航空機の貸付けによる対価（所法161三） ※ 土地家屋等の貸付けによる対価で、その土地家屋等を自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人が支払うものを除く。	20.42%
⑤ 日本国の国債、地方債又は内国法人の発行する債券の利子や外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるもの、国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子等（所法161四）	15.315%（注２）
⑥ 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当や剰余金の分配などの配当（所法161五）	20.42%
⑦ 国内において業務を行う者に対する貸付金の利子でその業務に係るもの（所法161六）	20.42%
⑧ 国内において業務を行う者から受ける次の使用料又は対価でその業務に係るもの（所法161七） イ 工業所有権などの技術に関する権利、特別の技術による生産方法、ノウハウなどの使用料又はその譲渡の対価 ロ 著作権、著作隣接権、出版権などの使用料又はこれらの権利の譲渡の対価 ハ 機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品の使用料 ニ 上記ロ又はハの資産で居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料	20.42%
⑨ 給与等その他の人的役務の提供に対する報酬で国内勤務等に基因するもの、公的年金等、退職手当等で居住者期間の勤務等に基因するもの（所法161八）	20.42%
⑩ 国内において行われる事業の広告宣伝のための賞金、賞品（所法161九）	20.42%
⑪ 国内において保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金（所法161十）	20.42%
⑫ 国内にある営業所等と締結した契約により支払を受ける定期積金の給付補填金等（所法161十一）	15.315%
⑬ 匿名組合契約等に基づく利益の分配（所法161十二）	20.42%

（注） １ 「組合契約事業」とは、所得税法第161条第１号の２に規定する組合契約に基づいて行う事業をいいます。

２ 振替国債及び振替地方債並びに一定の振替社債等の利子については、一定の要件の下に、その者の所有していた期間に対応する金額の源泉徴収が免除されます（措法５の２、５の３）。

〔参考〕

以下の国内源泉所得については、次の税率とされています。

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類	源泉徴収の税率
① 次に掲げる収益の分配等（所法24、措法8の2） イ 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 ロ 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配	15.315%
② 上場株式等の配当等（措法9の3、9の3の2） ※ 発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人が支払を受ける配当等を除く。	7.147% (平成26年1月1日以後は15.315%)
③ 外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配（措法9の6）	20.42%
④ 源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等（措法37の11の4） ※ 国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける場合に限る。	7.147% (平成26年1月1日以後は15.315%)
⑤ 国内において預入等をした懸賞金付預貯金等の懸賞金等（措法41の9）	15.315%
⑥ 割引債の償還差益（措法41の12）	18.378% (特定のもの 16.336%)（注）

（注） 短期公社債で、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債の全てとともに振替記載等がされるものについては、源泉徴収が免除されます（措法41の12⑨）。

— ご注意ください!! —

普段、非居住者や外国法人と取引のない個人の方や法人であっても、非居住者や外国法人から国内に所有する不動産を譲り受けたり、借りた場合、その対価を支払う際には、源泉徴収をしなければなりません。

※ 個人の方が、自己又はその親族が居住するために譲り受けたり、借りた場合に支払うもの（譲り受けの対価については1億円以下のものに限りま。）については、源泉徴収の必要はありません。

非居住者又は外国法人に対する課税の特例

非居住者又は外国法人に対する課税については、次のような特例があります。

1 源泉徴収免除証明書によるもの

非居住者又は外国法人が、国内に恒久的施設を有することなど一定の要件を備えていることについて納税地の所轄税務署長から源泉徴収免除証明書（以下「免除証明書」といいます。）の交付を受け、この免除証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その免除証明書の有効期間内にその支払者が支払う国内源泉所得のうち特定のものについては、源泉徴収を要しないことになっています（所法180、214）。

2 租税条約によるもの

非居住者又は外国法人の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約に定めるところにより、非居住者又は外国法人が支払を受ける国内源泉所得に対する源泉所得税が免除され、又は軽減されることがあります。この源泉所得税の免除又は軽減を受けようとする場合には、所定の届出書や還付請求書をその国内源泉所得の支払者を經由して税務署長に提出する必要があります（租税条約等の実施特例法省令2～9の10）。

（注） 租税条約の適用により、その条約で定められている税率が所得税法や租税特別措置法に規定する税率以下となるものについては、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要はありません（復興財確法33③一）。

これらの詳しい手続などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

第7 その他の所得に対する源泉徴収

次の所得などについても、源泉徴収が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています）。

- ① 公社債及び預貯金の利子等
- ② 定期積金の給付補填金等
- ③ 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等
- ④ 公的年金等